



法の多くの顔 : 法社会学の主題と対象

檜村, 志郎

(Citation)

神戸法學雑誌, 71(1):27-44

(Issue Date)

2021-06-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81012870>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012870>



神戸法学雑誌第七十一巻第一号二〇二一年六月

法の多くの顔——法社会学の主題と対象⁽¹⁾

樫村志郎

目次

- 1 はじめに
- 2 エスノメソドロロジーの視点
- 3 法律相談の社会構造
- 4 おわりに

はじめに

この講義では、これまで私が法社会学の主題と対象としてきたものをいくつか振り返り、わかりやすく紹介することを試みます。⁽²⁾

-
- (1) 本稿は、私が神戸大学を退職するにあたり2020年1月24日に行った神戸大学最終講義の原稿です。講義時の口頭補充とその直後の質問、コメントを反映して追加、修正しました。
 - (2) 最終講義にあたってこの話題を選んだ理由の一つは、法学や社会学の研究上の同僚に私の研究をあらためて知ってもらうこと、また一つは、現在のまた過去の大学院学生にそうしてもらうこと、第3には、これまでの私の研究の多くがエスノメソドロロジーまたは法社会学の領域に属するところ、この二つの領域に属する研究の間の関係を表現するについて、明確化の余地があると私自身が感じることです。この目的から、以下では、私の研究を、一貫した基本的手順に

具体的には2つのテーマをとりあげ、最後に簡単なまとめを行います。講義でとりあげる主題はつぎのとおりです。

第1点：エスノメソドロロジーの視点⁽³⁾から法的主題をとらえる際には、その法的主題を社会の人々がどのように共同して産出するかを重視するということ。

第2点：法律相談の場面では、相談者と助言者が、発話の交換を通じて、相互に相談事の詳細を形成していること。

エスノメソドロロジーの視点

最近数年間に私はエスノメソドロロジーの視点にもとづいて法社会学の主題と方法を定式化しようとする論文を複数発表してきました。それらは「社会構造の産出—エスノメソドロロジーの生成と社会秩序の問題」（2019年3月）など（樫

よって再現可能なものとして提示し、またその応用の可能性にふれようという意図で話します。講義の組み立ては、第1の基礎的な論題から第2の応用的な論題へむけて進みながら、研究成果をその研究のコンテキストに位置づけながら提示することになります。実際の研究やその内容は、ここで話すほど一貫したものでもなく、明快なものでもないということは注意しておくべきことです。

- (3) 本文では、エスノメソドロロジーの視点にもとづいて説明をしますが、「エスノメソドロロジー」一般はそこでは背景的なものですからそれが一般に何なのかについての知識は必須のものではありません。なお、私は入門的にはつぎのように説明していますので、興味のある人はご参照ください。「『エスノメソドロロジー』とは、ある社会集団において共有されている、ものごとをおこなうための方法の体系を意味する…。こうした方法は慣習的にまた集団的に行使される。エスノメソドロロジー的研究法は、社会のなかで共有されている知識とその慣習的・集団的行使に関心を向けていこうとする研究方法である。」（樫村 2004a: 80）法は社会的に共有された公的規範であって、その解釈・運用等の活動は、ここでいう「慣習的・集団的」に遂行されるという意味での公共的活動と考えられます（樫村 1993a、2008a）。

村 2015、2016、2019) です。それらは、特定の主題ではなく、任意の主題を社会学的に扱うための方法論に属する主張を述べるものです。

2019年の論文では、私はつぎのように主題を述べました。

本論文は、エスノメソドロジーにおいて、任意の社会構造が、その同一の行為ないし状況を構成する、しかしそれ自体とは別種の社会構造によって産出されるものとして、捉えられていることを主張し、その考えの社会学的理論的含意のいくつかをあきらかにしようとするものである。

(檜村 2019: 439)

この引用部分は、エスノメソドロジーの用語で「リフレクシヴィティ」と呼ばれる主張を言い換えたものです。非常に簡単に言えば、「リフレクシヴィティ」の主張は「ある社会現象はその場においてそのものとして産出されるものとして理解されなければならない」ということを意味します。

この主張を私の別の、より古い論文の主題を例にして簡単に説明しましょう。1983年に私は「自主的解決」という論文を発表しました。これは、私が初めて発表した学術的著作ですが、この論文で私が直面した問題の一つは、研究の対象をどのように選ぶかというものでした。⁽⁴⁾

これ〔裁判という紛争解決様式〕に対して、本節において扱われるのは、…私的紛争において、…当事者の合意を推進する、公式の紛争解決機構の関与のもとに、またはそのような公式機構に持ち込まれることなく紛争の当事者自身や非公式介入者の手によって、紛争が解決されようとする様式である。それらは様々な程度で、紛争の当事者の意思決定、合意により重

(4) 私は「自主的解決」という用語を用いる必要がありました。この論文が発表された媒体は、『講座』という形式のものでした。こうした形式は、今日ではあまり用いられませんが、当時には重要な形式の一つでした。編者がそのような組み立てを行なって私に依頼したからです。

きを置く解決様式であり、そうした紛争解決様式をここでは「自主的解決」とよぶことにしたい。それは「仲裁」「和解」「調停」「交渉を通じての合意」等、我々が、正規の「裁判」以外の、私的紛争解決の諸様式として考えるものとは外延上一致すると考えられるものである。(櫻村 1983: 91)

結果的に「自主的解決」とよばれる社会現象を私は3つの方向から限定しました。(1) (上の引用) それは「裁判」という様式と対比される現象だ。(2) 「裁判」という様式を通じてすべての社会の紛争を解決することはできないため、「自主的解決」が必要とされるといえる。この事情を私は「消極的な」理由と示唆しています。(3) 「自主的解決」という様式には、「裁判」にはない一定のよい帰結があるので、「自主的解決」が行われるといえる。この事情を私はその「積極的な」理由と述べています。

私は比較的注意深くこのような主題設定を行いました。今日の言葉でいえば、私は、「自主的解決」という現象を、他の社会現象—例えば「裁判」に対する人々の反応によって「産出を促される」ものとして限定したと言えます。

こうした対象設定の仕方は、理解されにくく、不満を感じさせるもののようなものでした。一つの事情をあげれば、1980年代前半の民事訴訟法学とそれに隣接する法社会学からなる研究領域では、民事訴訟のいわゆる「目的論」が盛んに論じられていました。そこで、「自主的解決」は、例えば、紛争の「自主的」解決を目指すという目的をもつことを前提として、裁判と異なる現象であることを、学術的定義によっても主張すること、また、それに反対する主張を行うことが一般に行われていました。当時一般に行われていた「自主的解決」の定義は、その想定される(べき)機能を特定することにより自主的解決が行われるべき理由があることを述べていたのです。これに対して、私の定義は、「自主的解決」を行おうとする人々がこの社会にいることを述べたものです。私は「自主的解決」の価値へコミットメントを行うことを避けるための視点をとろうとしていたのです。

私の考えでは、法社会学の主題は、「自主的解決」のような、(1) ある社会の

仕組です。それを主題にする際には(2)それを素朴に「ある」ものとして捉えるのは適当ではありません。⁽⁵⁾そうするのではなく、その社会の人々によって現にその場で産出される仕方に則して捉えることが重要です。このことを軽視しますと、研究者が研究対象を勝手に定義して(また研究を通じて産出して)しまう可能性が生まれ、研究活動が独断的なものになる危険があります。

社会的現象は社会の人々が自ら産出するものとしてとらえられなければならないという原則は、この危険に対処しようとするものと言えます。もっともこれを尊重するからといってこの危険がまったくなくなるわけではありません。それでも少なくとも自覚をもって予防するための役にはたちます。

この種の危険性は、20世紀前半のアメリカで、重要な課題と意識されていました。研究者が社会を研究する際に陥りがちな自文化中心主義の危険を回避することは、多文化社会の様相を呈していた当時の社会を背景として、重要なことでした。近年、私はこの時代のアメリカ社会学から学ぶべきことがいくつかあると考えています⁽⁶⁾(櫻村2016)。

-
- (5) ここで「素朴に『ある』」というこの意味は、その何事かが、社会のメンバーによって「ある」とみなされることと区別されないものとして、「ある」と研究者によって前もって想定されることを意味します。もともと、その何事かがその社会のあり方の一部であるということは、その何事かの社会におけるあり方もまたそのあり方の一部だということになります。したがって、社会学の研究者が社会を研究する場合、その研究の対象には、その何事かの社会におけるあり方—それが「ある」仕方—が含まれています。その「ある」仕方を研究自体に先立って想定することは、その「ある」仕方についての研究を、問われるべき対象から除くということを意味しています。社会のメンバーは、この何事かの「ある」あり方に学問的関心を向けることはありませんが、研究者にとってはそうすることが義務となります。これが上に述べた研究者の態度を「素朴」な態度と表現する趣旨です。その趣旨については、すぐ後に紹介するフッサールの「自然的態度」と自文化中心主義についてのGarfinkelからの引用も参照してください。
- (6) 1980年当時の日本の法社会学、法哲学では—そしてかなりの程度今日でも—社会諸科学の理念としての価値中立性の問題は、ドイツの権威主義的国家と観念論哲学の人格的自由の枠組みの中で紹介され、議論されてきました。この問題

たとえば、エスノメソドロジーの創造者である Harold Garfinkel は、20世紀半ばに書いた博士論文でその危険の一つを自文化中心主義に関連づけています。

われわれが学んだ—あるいは、われわれが例証した—のは、社会秩序の問題が、その構成の中で、いつでもそれを描く言語に相対的であるということであった。したがって、分析的に社会秩序の問題を代表するための可能な方法は、きわめて多数になる。秩序の諸理論が実際には一定数しかないということから、自文化中心主義 *ethnocentrism* が分析的理論の道筋に置いたさまざまな制約を疑わざるを得ない。そのような自文化中心の影響力がいかに微妙なものでありうるかは、フッサールが「自然的態度」とよんだものの現象学について、われわれが今日よりもっとよく知るまでは、あきらかになるまい。

(Garfinkel 1952: 23)

レフレクシヴィティの原理の一部は、アルフレッド・シュッツの社会学方法论に由来する3つの公準で表現されることができます。公準というのは、ここでは研究の出発点で尊重されるべき原則のことです。私は、1989年に出版した『「もめごと」の法社会学』（樫村 1989a）という本のなかで、シュッツの3つの公準を紹介しました。

社会科学の対象は、したがって、裸の事実から成り立つ世界ではなく、ある具体的な人々によって解釈されている世界なのである（Schütz 1984: 193-199）。

このような考え方を背景にして、シュッツは、社会科学とはつぎのような

をこれ以上論じる余裕はいまありませんが、その議論の仕方にはいくつかの明白な限界と不都合があることを自覚すべきものと思います。私がこの問題について間接的に触れているものとして、1993年の二つの論文をあげておきます（樫村 1993a、1993b）。

制約に服する研究であると考えた (Schütz 1953、1954)。

まず第一に、社会学者は、社会の人々の理解を社会的事実の説明において考慮しなければならない。なぜなら、社会の人々の理解は社会的事実を部分的に生み出すものだからである。

第二に、社会学者のおこなう説明は、社会の人々が行う説明や理解に適合し、これらと両立するものでなければならない。というのは、社会学者は、人々の理解自体も社会的事実の一部として説明しなければならないからである。

第三に、社会学者は、社会的事実論理的に一貫し、整合的な説明を与えなければならない。なぜなら、このことはすべての科学的説明がめざすべき目的だからである。

(檜村 1989a: 14-15)

私がこのようなことをことさらに書かなければならなかった理由は、「自主的解決」の論文を書いた当時までに、こうしたあきらかな諸原則を教わらなかったからです。このような状況が今日どれほど改善されているのかは残念ながら疑わしく思われます。「Schützの3公準」は、Schütz自身の主張の仕方が一義的でなかったためもありますが、いまだに社会科学の中—社会学の中でさえ—では知られていず、まして尊重されていないように思われます⁽⁷⁾。

Schützという学者は、Max Weberと同じく法律学の教育をうけ、Weberの社会学をフッサールの現象学の立場から批判しました。かれの議論は20世紀を代表する社会学者とされる Talcott Parsons の考え方に影響を残し、Parsonsの弟子でありエスノメソドロジーの創造者である Harold Garfinkel の考えに重大な影響をもちました。しかし、今日一般の社会学者がSchützに言及することはほぼ

(7) その損失は、社会学のなかで「意味」という主題が見失われるという事態です。もちろんそれはMax Weberの理解社会学という構想が失われつつあるということを含みます。それがどれほど重大なことかということは、わかる人にはわかるでしょう。

なく、エスノメソドロロジー研究者に限っても例外的です。

Schützは、社会科学の産物のあり方を制約する条件として、いわば研究の結果たる知見がもつべき性質として、レフレクシヴィティを要求しました。しかし、レフレクシヴィティには、もうすこし広い可能性が含意されています。それは、文化的事物は特定の詳細の具体性 (particular orderliness or concreteness) において解明されるべしとの要請です。GarfinkelはSchützの第2の要請 (適合性の要請) との関連を示唆しつつ彼が「唯一的適合性の原則 (unique adequacy principle)」とよぶものを提唱しています。ここでは、Emanuel Schegloffを引用しましょう。Schegloffは、エスノメソドロロジーの一分野として会話データの分析法を開発した研究者の一人ですが、つぎのような警告を述べています。またその意味について私はつぎのように解説しました。

「会話分析にはじめて触れたり、それをなんとか理解しようとする人が陥ってしまう誤解の中でもっとも困難なものは、会話データの1断片があるカテゴリーに属すると分かり、そのカテゴリー用語をそれに適用することで、分析の作業がすんでしまったと思うことである。これは、分類学上の作業であり、分析的作業ではないのだ。分類は、検討の対象になる候補たる様相を同定したにすぎず、いかにしてその出来事が、その特定の詳細 (particularities) について達成されたか—その特定の言葉や動作として、その特定の参与者によって、相互行為のその時点において、その特定の仕方によって共同参与者によって理解されて、何らかの特定可能な行為の実践によって作り出されたか、を示していないのだ。」 (Schegloff 2007: 252)

Schegloffの注意が意味しているのは、会話分析によって明らかにされる会話の秩序性は、つねにその詳細に宿る方法の行使の現実にある、ということである。この「組織」ないし会話の秩序性は、会話が、会話分析の理論に即しているという意味での「分類学」上の合法則性ではない。私が理解するところでは、Schegloffの注意は、会話分析が目標とするのは具体的な

社会性の解明であることに光をあてるものである。会話が、より深い意味で、具体的な社会秩序現象であるためには、会話の技術性の解明に加えて、会話者の即興的行為ないし状況内在化された「相互行為能力」が作用していると考えてみる。そうすると、会話分析の実践とは、会話の特定の詳細の解明を通じて、人々の相互行為能力を学ぶ方法である、ということになる。

(檜村 2008b: 3-4)

2019年の論文(檜村2019: 461-462)の結論では、「レフレクシヴィティ」の主張は2つに整理できます。(1)「意味」という現象の一つの側面は、社会構成員が他者に対して社会構造を実効的に説明する仕方としておおむね理解できる。(2)「意味」という現象は、社会学方法論上の重要な要素だが、それは他の社会構成員が社会構造を実効的に産出的に取り扱う仕方としておおむね理解できる⁽⁸⁾。

法社会学の対象は「法」であると考えてるのが普通で、またそれなりに便利かと思います。しかし、その議論はしばしば混乱しているといわれています。私は、「レフレクシヴィティ」に由来する、ふたつの限定をつけることでその混乱に対応したく思っています。(1) 法は「文化的事物」の一つとみます。これは文化的に表現されたり、認識されたりする「もの」⁽⁹⁾ということです。文化的に価値の高いものである必要はなく、ごく日常的な「もの」—たとえば「路線バス」とか「道交法」—で十分です。(2) もう一つ、法は、「人間の現象」⁽¹⁰⁾とらえ

(8) 「実効的」という言葉の意味の一部は次節で例証されます。

(9) 本文でいう「もの」とは、言うまでもなく、Durkheimの社会学の構想に由来するもので、個人に対して独立性をもち、個人に働きかけたり個人の働きかけを受けたりする事物です。「文化的」という概念はThomas & Znanieckiのある時期の用語では「価値」とよばれているものを指します。彼らの用語法では、「価値」(文化)は、社会的な事物であって、個人がそれと多様な働きかけの関係をもつ対象です。個人の側にある実効的な傾向性は「態度」と呼ばれ、「価値」から厳密に区別されるべきものでした。

(10) 本文でいう「人間の現象」を適切に定式化したのは、Thomas & Znaniecki、と

られます。「人間的現象」という意味は、人間が働きかけたり、逆に働きを受けたりする様式というものです。前の例を用いれば、「路線バス」は、短距離の移動のために利用する等の様式を伴いますし、「道交法」は、道路の使用方法を定めたり違反を取り締まったりするという仕方人間との間で働きかけの様式を伴っています。「人間的現象」は、ある「文化的事物」を個人たる人間との働きかけの關係に着目してみるときの用語だと考えてください。

この問題はこの程度にしておきます。「レフレクシヴィティ」については、つぎの節でも触れます。法社会学の対象をどう規定するかという問題からは、動機、説得、影響力、権威、言語などの一般的性質を問うという問題があります。

法律相談の社会構造

講義の後半では、具体的な主題についての研究を紹介したいと思います。1994年以降、私は法律相談の会話データを用いる研究を発表してきました。

2004年の『『相談の語り』とその多様性』(2004b)では、つぎのように主題を設定しました。

『相談の語り』⁽¹¹⁾には、ある明瞭な仕方、トラブルを含む状況を要約的に記述する形式の使用による状況記述が含まれている。たとえば、「複数の選

りわけ Znaniecki の定式化による「人間的係数 (humanistic coefficient)」という概念です。また、若い時代の Znaniecki はフランス滞在中に Durkheim の講義を聞いたと言われています。これらの点について、櫻村 (2016) を参照してください。

- (11) 言葉で表現を行うときには、時間、空間 (場所)、文化 (国語や身振り等の表現体系)、個人の表現能力等による制約があるため、言葉によって現実や意味や意図の全体を十分に表現することはできません。その意味ではあらゆる表現は部分的です。本文中で「要約的」というのは、その部分的表現を効果的に行うための方法が用いられているという側面をとりあげようとするものです。とりわけこの論点については、さらに、櫻村 (2016) を参照してください。

択肢があるが、選ぶのが困難である」という形式があり、また、「時系列にしたがい、困難な状況の発生を説明する」という形式がある（榎村 1996: 218-219）こ [れら] の形式に従う記述を『問題定式』と呼ぶ。ところで、筆者の手元にあるデータで検討すると『相談の語り』部門には、注目に値する多様性が見られる。とりわけ、相談ごとの語りに対する、助言者の承認と不承認、それに対する相談者の対応は、『相談の語り』にバラエティを生み出す源泉となるように思われる。

（榎村 2004b: 213-214）

法律相談の会話データを用いる研究では、私は、とくに、相談者と助言者が参与する相談という相互行為をとりあげています。その主題の一つとして、1994年に公表した論文「法律相談における協調と対抗」以来、とりわけ両者が共同して産出するものとしての、「トラブル状況の要約的記述」に興味をもって検討しています。

「トラブル状況の要約的記述」と思われるこの主題は、法律相談の会話以外にも広くみられます。その典型と思われるものの一つは、この研究以前に、労働紛争についての法社会学的インタビューの中で見られていました。1989年に発表した「紛争行動と文化的説明」という論文で、私はつぎのようなデータを紹介しました。

データ 10

調査者 紛争はどのように始まったのですか？

労働側 [紛争は] 経済闘争から発展していったものです。つまり賃金です。

（榎村 1989b: 198）

これだけではわかりにくいと思われるので、このデータに対する私の説明をあわせて紹介しましょう。この論文では、私は、紛争の説明のために当事者が用いる方法を分類して研究することに関心がありました。その関心から、この

発言は、その論文で私が「非新参者の説明」とよぶものの様相の一つであり、その概念から私の説明は始められています。

重要なことは、〈「非新参者」の説明〉において説明されている現実の側面が、彼らの社会関係に埋め込まれ共有されている相互理解と切り離すことができない、ということである。別の言葉で言うと、それらの説明の説明者は、〈説明者も相手方も共に既に知っているような〉ある現実的な出来事や集団的慣行などを述べているのである。一例を挙げるならば、データ〈10〉におけるように、説明者は紛争を「経済」の次元の問題として説明することがあるが、その「経済」とはいったいその人にとって何を意味しているのかを尋ねるならば、その答えは「つまり賃金です」ということとなるのである。ここで「賃金」という言葉の意味は、中立的な観察者にとってよりも当事者同士にとってはるかに明白であると言えるだろう。この言葉は、当事者同士の社会関係で長年にわたって発展してきた一連の問題群ないし争点群を指示しているのである。(櫻村 1989b: 179-180)

私が述べているのは、トラブルの要約的説明が説明者にとっての現実的な出来事を述べる（記述として産出する）ための方法として理解できるということです。もっとも、「賃金」「経済」という言葉が与える理解は目立って曖昧⁽¹²⁾です。

(12) それは、上の引用の中で用いられている意味で説明者が何を「意味」しているのかは、実際には相手方には知られていないということです。上の私の説明のなかで「相手方」と言われているのが、このデータの場合には、〈説明者が想定する観点からの〉相手方（調査者）にすぎないものです。したがって、それを理解のための方法と言うのは適当でないという考えもあるでしょう。実際、この調査者（私）は当時20才代半ばであり、大学以外に雇用されたり労働組合に所属したこと経験ありません。説明者は、調査者が「賃金」とか「経済」とかいう言葉の意味をわかっているものとして述べているが、調査者は実際にはそれを知らないということは、調査という場面ではよくあると言えるでしょう。

5C : は : あの : 私の負債として残ると、いうことなんだそうです。=これが会社を : 倒産して

6しまうと : : *あの : : リース物件はリースの会社のほうで保険をかけてるから : あの : :

7L : *はい

8C : その保険でまかなう=もう当然リース物件は向こうにお渡しするんですけれども

9=そうっといふうなことを : 耳にしたもんですからそこらあたりはどうか、

10L : はい=

11C : =はい=

12L : =(咳) まず、あの : 、会社の販売不振っていうのはいつごろからのことですか、
(樫村 1996: 216-217)

この第12行の発言のもつ意味を検討したいのですが、まず、その準備としてつぎのような観察ができるでしょう。

(1) 第1行から第9行まで、相談者(C)は、会社を「そのまま存続した場合」(第3行)と「会社を倒産してしまうと」(第5行)という選択の問題として、自己の相談事を表現しています。これは上に言う〈「非新参者」の説明〉の特徴を持っています。それとともに、相談者は上記のような「選択」を述べるという方式で、自己の相談事を述べているということにも注目できます。それらの方式の選択の結果、ここで述べられている(解答を求められているものとして相談者が提案している)問題は、法律的には、会社が倒産したときには会社のリース債務はどうなるのか、というものだということもわかります。

(2) 一般に文化的事物の産出のためには、複数の個人の協力ないし参加が必要ですが、法律相談も同じです。つまり、多数の多様な諸個人の参加によって、その場でリアルに産出されています。この産出を理解することが当面の研究課題です。第1行から第9行までの間、主として相談者が話していますが、助言者(L)は、聞き取りという行為でその話に協力しています。

(3) 最後に、この相談者の話は、第9行で疑問文を述べることにより、その終了も産出しています。助言者は、第10行でその終了を受け止めています。第11行の相談者の発言は、第10行までのやりとりで質問が十分に定式化されたと

この質問の帰結はあきらかです。一言で言うと、相談者は、問題定式化を再度行おうとしており、その方式は、助言者によって提案された方式に同調的⁽¹⁴⁾です。

おわりに

本日の講義では、私自身の研究を素材に、基本的な方法論について、またその法律相談会話場面での応用について、述べてきました。その要点を要約するとつぎのようになります。

第1点：エスノメソドロジーの視点から法的主題をとらえることは、法を(1) 文化的事物、とくに社会構造として把握すること、その際、とくに(2) その把握された社会構造の範囲の中でその社会構造がその社会の人々が現に理解し、その他の仕方で伝達したり産出したりする方法としての、相互行為の方法に即して、把握することだ。この主題設定の方法は、Alfred Schütz, Harold Garfinkel, Emanuel Schegloffらエスノメソドロジーの形成に努力した人々が、社会学の主導的理論の形成者である Max Weber, Emile Durkheim, Talcott Parsons らから受け継ぎ、発展させたものだ。

第2点：エスノメソドロジーの視点から法的場面で会話データを用いて行う分析（エスノメソドロジ会的会話分析）は、法を、社会構造を背景として、その社会の人々が、さまざまな法的問題を現に理解し、その他の仕方で伝達したり産出したりする、相互行為の方法に即して、会話という社会構造を通じて、

(14) このような共通意味の構成は「交渉されている (negotiated)」と表現されることもあります。しかし、「交渉」という言葉は、当事者の間にある程度の対等性を想定することになりがちですので、私はそのような用語を避けるべきものと考えています。また、本文で紹介したような共同活動は相互に誘引的かつ学習的であると見られるのに対して、「交渉」という言葉にそのような含意が乏しい点も問題です。

把握することを含む。

文献

Garfinkel, Harold 1952 *The Perception of the Other: A Study in Social Order*. Unpublished Ph.D. Dissertation. Harvard University.

樫村 志郎 1983 「自主的解決」『岩波講座・基本法学・8・紛争』（声部信喜他編、岩波書店）：91-121.

——1989a 『「もめごと」の法社会学』弘文堂。

——1989b 「紛争行動と文化的説明—日本の労働争議における文化の使用法」『国際摩擦—その法文化的背景』（藤倉皓一郎・長尾龍一編、日本評論社）174-202.

——1993a 「社会過程としての法解釈」『法社会学』第45号：64-73.

——1993b 「議論による法律学の基礎づけは成功したか」『神戸法学年報』第8号：1-21.

——1996 「法律相談における協調と対抗」『紛争処理と合意』（棚瀬孝雄編、ミネルヴァ書房）：209-234.

——2004a 「エスノメソドロロジーと法」『法と社会へのアプローチ』（和田仁孝・太田勝造・阿部昌樹編、日本評論社）：79-97.

——2004b 『「相談の語り」とその多様性』『法社会学の可能性』（和田仁孝・樫村志郎・阿部昌樹編、法律文化社）：212-235.

——2008a 「公共性—〈私的なもの〉からのアプローチ」『法社会学』第68号：25-38.

——2008b 「制度への疑問—ある警察からの電話の分析」『現代社会学理論研究』第2号：3-13.

——2015 「法社会学の対象と理論—エスノメソドロロジーの社会学的形成の観点から」『法と社会研究』第1号：3-29.

——2016 「アカウントの社会学的解釈—Florian Znaniecki の社会学方法論を手掛かりにして」『和田仁孝教授還暦記念論文集・振る舞いとしての法』（山本顯

治・西田英一編、法律文化社) : 3-25.

——2019「社会構造の産出—エスノメソドロジーの生成と社会秩序の問題」
『村山眞維先生古希記念論文集・法の経験的社会科学の確立に向けて—』(ダニエル H フット、濱野亮、太田勝造編、信山社) : 439-464.

Schegloff, Emanuel A. 2007 *Sequence Organization in Interaction: A Primer in Conversation Analysis, Volume 1*. Cambridge University Press.

Schütz, Alfred 1953 “Common Sense and Scientific Explanation of Human Action,” in Maurice Natanson, ed. *The Collected Papers of Alfred Schütz. Volume 1: The Problem of Social Reality*. Nijhoff : 3-47.

——1954“Concept and Theory Formation in the Social Sciences,” in Maurice Natanson, ed. *The Collected Papers of Alfred Schütz. Volume 1: The Problem of Social Reality*. Nijhoff:: 48-66.

——1984『社会的世界の意味構成』(佐藤嘉一訳、木鐸社)(1967 *The Phenomenology of the Social World*. Translated by George Walsh & Frederick Lehnert. Northwestern University Press (Translation of *Der sinnhafte Aufbau der sozialen Welt. Eine Einleitung in die verstehende Soziologie*, 1935) の訳。